

## 日米軍事情報包括保護協定(GSOMIA)

(GSOMIA :General Security of Military Information Agreement)

平成20年10月

- 2005年10月の「2+2」共同発表で、秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとることを確認。

【参考】2005年10月の「2+2」共同発表「情報共有及び情報協力の向上」

(前略) この相互活動を円滑化するため、双方は、関連当局の間でより幅広い情報共有が促進されるよう、共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる。

- 2007年8月10日、麻生外務大臣(当時)とシーファー駐日米国大使との間で署名・締結。

- 本協定のポイントは次のとおり。

(1) 本協定に従って防衛に関する秘密情報(注)を受領する政府が、受領する情報に対して当該情報を提供した政府が与えている保護と実質的に同等の保護を与えることを確保することが主眼。

(2) 本協定は、我が国の国内法令の範囲内で実施可能な国際約束(行政取極)であり、本協定の締結に当たって法律、政令、省令の改正を必要としない(罰則強化の必要もなし)。したがって、国会の承認を要する協定には該当しない。

(3) 本協定の締結により、防衛に関する秘密情報を日米間で相互に提供する際の秘密区分、表示、送付方法等につき共通の手続が整備され、明確化された。この結果、こうした情報の交換をより円滑・迅速に行うことが可能となる。

(注) 本協定の下で保護される防衛に関する秘密情報＝武器や装備品に係る技術情報、軍の運用に係る情報等

## GSOMIAの下で日米両政府によりとられる主な措置

- 情報提供国の側と同等の秘密指定を行い、それぞれの国内法令に基づき本協定に従って提供された防衛関連情報の保護を行う(事前の書面による承認を得ない第三国移転・目的外使用の禁止等の義務を負う。)
- 当該情報の厳重な取扱い・保管を行う(当該情報にアクセスできる者の登録簿の作成、当該情報の目録の作成等)。
- 当該情報にアクセスし得る者を制限する(当該情報の取扱資格があり、職務上必要とされる者に限定される。)
- 当該情報送付時に保護措置をとる(当該情報を入れる封筒を二重にする、受領証を作成する、電子的送付の際には暗号を使用する、秘密指定された装備品は封印され、被覆された車両により輸送する等)。
- 政府が研究・開発等のために契約した企業に対して当該情報を提供する場合、その契約企業及び関連施設が当該情報の保護能力を有すること等を確保するための措置(守秘義務契約等)をとる。

## 秘密保護に係る我が国国内法

	日米相互防衛 援助協定等に 伴う秘密保護法	自衛隊法 (96.2.-1、122)	日米地位協定の 実施に伴う 刑事特別法	国家公務員法	自衛隊法 (59、118-1(1))
保護 対象情報	<u>特別防衛秘密</u> (米国から供与さ れた装備品等の 性能等に関する 秘密)	<u>防衛秘密</u> (自衛隊について の秘密のうち、我 が国の防衛上特 に秘匿を要するも ので、防衛大臣が 指定したもの)	我が国に駐留 する合衆国軍隊 に関する機密	職務上知る ことのできた 秘密	職務上知る ことのできた 秘密
適用 対象者	適用対象者 について制限 なし	防衛秘密を 取り扱うことを 業務とする者	適用対象者 について制限 なし	国家公務員 (自衛隊員を 除く)	自衛隊員
(罰則 最高刑)	懲役10年	懲役5年	懲役10年	懲役1年	懲役1年

## GSOMIAの締結(秘密情報の取扱いの変化について)

日米間でGSOMIAが締結されたことにより、日本国政府が本協定に従って米国政府より提供される防衛関連秘密情報の取扱いは本協定の手続に従うこととなったが、締結前の手続と比較して主に変わった点は以下のとおり。

- 米国政府より提供される防衛関連秘密情報については、米国より受領したものであることを明記の上、米側の3区分(「Top Secret」「Secret」「Confidential」)に対応し、日本側も3区分(「機密」「極秘」「秘」)で対応(第4条)。  
[Redacted]
- 米国政府より提供される防衛関連秘密情報を第三国に提供又は目的外使用する時は、米国政府の事前の書面による承認を得る(第6条(a)、(c))。  
[Redacted]
- 防衛関連秘密情報の配布及び当該情報へのアクセスを管理するため、当該情報の識別、所在、目録及び管理の手続を設定(第6条(f))。  
[Redacted]
- 防衛関連秘密情報を含む文書は、二重の封印された封筒により配布・回付、受領証を作成、電子的手段により送付されるものについては暗号で送付等(第12条)。  
[Redacted]
- 米国政府は、日本政府の秘密保持の手続について議論・その実施を視察するために、一定の条件の下、日本国政府を訪問することが許可される(第18条)。  
[Redacted]
- 日米相互防衛援助(MDA)協定の下で実施される日米共同研究・開発は、基本的に各案件毎に交換公文を締結した上で、MOU(了解覚書)において防衛関連秘密情報の取扱い等について詳細に取り決める必要があるが、当該情報の取扱いにつき包括的に定めたGSOMIAの締結により、今後、各案件の実施に関する日米間の調整がより円滑・迅速化することが期待される。